

知財法務の勘所Q & A（第39回）

音楽教室における著作権問題



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 村上 遼

Q1 今年2月に、音楽教室とJASRACとの間の音楽教室での楽曲の演奏に伴う著作権使用料に関する第一審判決が出ています。実際に演奏をするのは音楽教室の教師や生徒なのに、なぜ、音楽教室事業者とJASRACとの間でこの件が問題になっているのですか。

A1 著作権使用料を誰が支払うべきかは、誰が著作物を利用しているか、本件で言えば、誰が演奏の主体であるかという問題です。これまで裁判所は、「管理・支配」等の要素に着目して、著作物の利用主体を規範的に判断する判決を積み重ねてきました。今回の判決も、その流れに沿ったものと言えます。

1. 著作物の利用主体に関する裁判所の判断の傾向

一定の場所において、あるいはある者の営業に関連して著作物が無断で利用された場合において、著作物を物理的に利用した無数の個人を特定して著作権侵害訴訟を提起するのは困難です。そこで、場所の管理主体や、店舗の運営主体に著作物の利用主体（著作権侵害者）としての責任を認める判決が積み上げられてきました。

クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁）は、クラブのホステス及び客による曲の歌唱について、①店舗の従業員であるホステスが客に歌唱をするよう誘導していること、②選曲は店舗が備えおいたカラオケテープの範囲内で行われること、③カラオケテープは店舗の従業員が操作すること、④店舗側は客による歌唱も店の営業政策の一環として取り入れていることを挙げ、店舗の運営者に著作物の演奏主体としての責任を認めました。また、ロクラクⅡ事件最高裁判決（最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁）は、利用者の指示を受けてテレビ番組の録画（複製）を可能とするサービスに関する事案ですが、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮」すべきであり、「サービスを提供する者…が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器…に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる」場合には、「複製の実現における枢要な行為をしており、…サービス提供者を複製の主体というに十分である」と述べています。この判決の金築裁判官の補足